

令和7年分確定申告 高齢者向け各種控除のお知らせ

■高齢者に対する税法上の障害者控除

税法上の障害者控除や特別障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を、本人の介護認定の状況・心身状況に基づいて発行します。

対象 次のすべてに当てはまる方

- ・障害者手帳の交付を受けていない
- ・65歳以上
- ・区内在住または区の介護保険の被保険者
- ・精神障害、知的障害または身体障害に準ずる障害がある

申請できる方 対象者本人、対象者を扶養している家族、法定代理人、対象者が代理人と定める方

申請に必要なもの

- ・障害者控除対象者認定申請書
- ・対象者の介護保険証の写し(介護認定を受けていない場合は、障害の状況などが確認できる医師の証明書)
- ・申請者の身分証明書の写し(対象者本人が申請する場合は不要)
- ・郵送で認定書を受け取り希望の方は、切手を貼付した返信用封筒(長三封筒)

※本人、家族以外が申請する場合は添付書類が異なるため、HPまたは問合せ先へ確認を

申請方法 申請書(HPからダウンロード)と添付書類を郵送または直接問合せ先へ

認定書交付 申請書受け付け後10日ほどで窓口交付(郵送希望者へは発送)



▲高齢者に対する税法上の障害者控除

いざれも

問合せ 高齢介護課介護認定係(区役所3階) ☎ 03-5211-4225 〒102-8688九段南1-2-1

■介護保険サービス利用料の医療費控除

対象サービス 下表(介護サービス提供事業所などが発行する領収書などで確認可)

必要書類 医療費控除の明細書※詳しくは近くの税務署に問い合わせを

問合せ 高齢介護課介護事業指定係 ☎ 03-5211-4336

■おむつ代医療費控除(介護保険関係)

おむつ代の医療費控除を受けるには医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、区が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除が認められます。

確認書の発行対象 次のすべてに当てはまる方

- ・区で介護認定を受けている
 - ・介護保険の要介護認定に使用した主治医意見書で「寝たきり状態かつ尿失禁の発生の可能性」などが確認できる
- ※主治医意見書の記載内容によっては、区では「おむつ使用確認書」が発行できない場合あり

申請できる方 対象者本人とその親族

申請に必要なもの

- ・おむつ使用確認書(申請書)
- ・対象者の介護保険証の写し
- ・申請者の身分証明書の写し(対象者本人が申請する場合は不要)
- ・郵送で確認書を受け取り希望の方は、切手を貼付した返信用封筒(長三封筒)

申請方法 申請書(HPからダウンロード)と添付書類を郵送または直接問合せ先へ

交付 申請受け付け後10日ほどで窓口交付(郵送希望者へは発送)



▲おむつ代医療費控除



2月のはあとカフェ

認知症の情報共有や交流ができるカフェ。専門スタッフとの個別相談もあり

対象 認知症に関心がある方 **申込方法** 電話で

会場・問合せ	とき	内容	定員
いきいきはあとカフェ (一番町12番地いきいきプラザ一番町1階) 高齢者あんしんセンター麹町 ☎ 03-3265-6141	12日(木) 午後2時~3時30分 (開場午後1時30分)	陸上アスリートと一緒に楽しく体を動かそう! (講師/嶺村優氏、勝山眞美氏) ミニ音楽会(演奏/アンサンブル・ポコポコ、ピアノ/メグ、ヴァイオリン/ナオ)	30名
いきいきはあとカフェ (一番町12番地いきいきプラザ一番町1階) 高齢者あんしんセンター麹町 ☎ 03-3265-6141	28日(土) 午後2時~3時30分 (開場午後1時30分)	「物忘れと認知症の意外な接点」 (講師/西田香氏/麹町歯科医師会会長) ミニ音楽会(演奏/モニークラリネット)	30名
神田はあとカフェ(神田淡路町2-8-1かんだ連雀1階) 高齢者あんしんセンター神田 ☎ 03-5297-2255	14日(土) 午後2時~4時	「気ままに作るデコレーション・クッキー」 ~創作クッキーをお供に、すてきなコーヒータイムを~	15名
神田はあとカフェ (岩本町2-15-3 ほほえみプラザ1階多目的ホール) 高齢者あんしんセンター神田 ☎ 03-5297-2255	24日(火) 午前10時~11時45分	「お口の健康から始まる快適ライフ♪」 ~正しい口腔ケアで毎日を豊かに~ (講師/依田和久氏/依田歯科医院)	15名